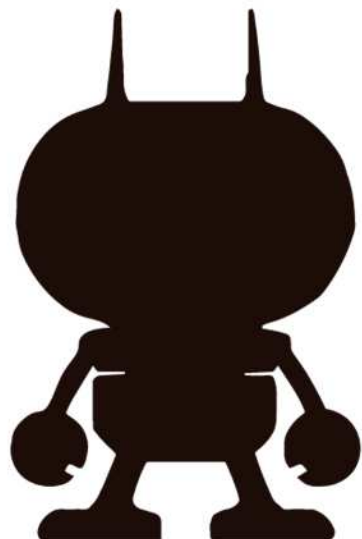


令和6年度 豊橋市市民協働推進補助金  
(市民活動若者支援(わかば)補助金) 応募要領



ゆっくり  
読んでね



市民協働推進補助事業

# わかば補助金



応募期間

令和6年4月19日(金)

～ 6月21日(金)


午後5時15分必着!

※申請にはあらかじめ市民活動プラザ(豊橋市民センター)にて企画書の事前チェックが必要です。スケジュールにゆとりをもって申請をお願いします。



この補助金は**若者**による、

「みんなのためになる活動」を支援する補助金です。  
過去には「子ども向けのプログラミング教室、地域河川の保全活動」「SDGs啓発イベント」などに使用されています

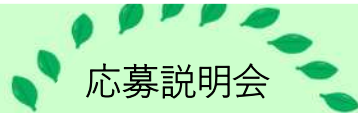
 市民協働推進課

## 1. 事業の実施スケジュール

令和6年4月19日(金)  
事業企画の募集開始

募集期間の令和6年4月19日(金)～6月21日(金)の内に企画書の事前チェックの実施(市民活動プラザ)  
詳細は「8. 事前チェック」をご覧ください。

令和6年6月21日(金)  
午後5時15分まで  
応募書類提出



令和6年4月19日(金)、5月17日(金)  
午後7時～ 市役所東館13階(講堂)  
※地下1階 防災センター、又は1階 東玄関口  
(豊橋公園側)よりお入りください

令和6年7月中  
書類審査  
採択事業決定・補助金交付説明会

審査に際して、審査員から質問します  
企画内容について教えてください。

令和6年8月～令和7年3月までの間  
補助金の交付申請・交付・事業実施

補助金の交付決定後、  
必要な時期に補助金を交付します

事業完了後30日以内または  
令和7年3月31日(月)のいずれか早い方  
実施した事業の報告書を提出

事業にかかった経費などを確認して、  
補助金額を確定します

事業報告会  
令和7年8月～9月(予定)

実施した事業の成果などを  
発表してください

**若者**による地域の課題解決や活性化などの「**公益的な事業**」を支援するものです。

地域での活動を通じて、「**豊橋**」をもっと好きになってください。

## 2. 応募対象者

- 1 市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務している又は市内の学校に在学している方のみで構成されるグループで、グループの構成員が5名以上であるもの。ただし、グループのおおむね8割以上が若者（中学校卒業後の15歳から30歳未満）であるものに限る。
2. 市外に住所を有し、1のグループの構成員の要件に該当しない若者。
3. 2に該当する若者で構成されるグループ
4. 1の団体の構成員の要件と2の要件に該当する若者で構成されるグループ。

## 3. 対象となる企画

主に豊橋市内で行う社会貢献活動で、  
令和7年3月31日までに完結する活動が対象です。



例えば、  
こんな活動

- 環境活動 …… ごみ拾いなどの清掃活動、自然環境観察会など
- 地域福祉活動 …… 高齢者等訪問活動、三世代交流イベントなど
- 教育・文化活動 …… 子供向けのロボット教室、スポーツイベントなど
- 観光・産業活動 …… 地元産食材のPR活動、まちなかでのイベント開催など
- その他の活動 …… 防災啓発活動、地域活性化イベント活動、まちづくり実態調査など

みんなの  
ためになる活動で  
あれば、テーマは  
限定しません☆

注意！！

次に当てはまる企画は補助対象となりません。

- ・ 営利を目的としている企画
- ・ 政治活動、宗教活動を目的としている企画
- ・ 施設の建設や賃貸を目的としている企画
- ・ 事業のほとんどを、別に委託して行う企画
- ・ 団体メンバー同士の交流や親睦を目的としている企画
- ・ 同じ年度に豊橋市からわかば補助金以外の補助金を受ける企画
- ・ このほか市長がこの補助金の目的に合っていると認められない企画

## 4. 対象となる企画（事業の分野）

対象となる企画事業の分野は「特定非営利活動促進法の別表」を参考にしてください。いろいろな分野がありますが、応募企画がどの分野に近いのか、一度下記の「別表」を確認してください。

### 特定非営利活動促進法

#### （目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう

#### 別表（第二条関係）

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| ① 保健、医療又は福祉の増進を図る事業      | ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業                  |
| ② 社会教育の推進を図る事業           | ⑬ 子どもの健全育成を図る事業                        |
| ③ まちづくりの推進を図る事業          | ⑭ 情報化社会の発展を図る事業                        |
| ④ 観光の振興を図る事業             | ⑮ 科学技術の振興を図る事業                         |
| ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業    | ⑯ 経済活動の活性化を図る事業                        |
| ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業 | ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業              |
| ⑦ 環境の保全を図る事業             | ⑱ 消費者の保護を図る事業                          |
| ⑧ 災害救援事業                 | ⑲ 公益的社会貢献活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業 |
| ⑨ 地域安全事業                 | ⑳ 上記①から⑱に掲げる活動に準ずるとして愛知県の条例で定める事業      |
| ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業      |  |
| ⑪ 国際協力を行う事業              |  |

## 5. 補助金額

**最大で10万円**、補助率はなんと**10/10**！！

- ・ 1年度、1つの企画のみ応募することができます。
- ・ 同一事業につき、3回まで補助を受けることができます。
- ・ 補助金は補助対象経費から計算します。
- ・ 最終的に確定する補助金額は、事業実施後に実際にかかった必要な費用を元に再計算して決定します（補助金は千円未満が切り捨てです）。
- ・ 2. 応募対象者の2に該当する方又は3、4に該当する団体の中で2の要件に該当する方が市内で活動するための交通費及び宿泊費に係る経費については、上記補助金とは別に1事業5万円を上限に追加で支給します。（詳細はQA7参照）

## 6. 対象経費（わかば補助金で支払いができるもの！）

注意  
してね



- ・ ほうしょうひ 報償費 … 講師・専門家への謝礼など
- ・ りょひ 旅費 … 市内で活動するために必要な交通費、宿泊費（2. 応募対象者の2に該当する方又は3、4に該当する団体の中で2の要件に該当する方のものに限る。）講師・専門家の交通費、宿泊費
- ・ じゅようひ 需用費 … 事業に必要な文房具や用紙などの消耗品、チラシやポスターなどの印刷代、草刈機の燃料代や発電機の電気代など
- ・ えきむひ 役務費 … チラシの郵送代、イベントのための保険料、振込手数料など
- ・ いたくりよう 委託料 … チラシデザイン料、ごみの処理、会場設営費など
- ・ しょうりよう 使用料及び ちんしゃくりよう 賃借料 … 会場の使用料、車両や機材のレンタル代など
- ・ げんざいりようひ 原材料費 … 木材・セメント・砂利・鋼材などの資材など
- ・ びひんこうにゅうひ 備品購入費 … 5万円以上で繰り返し使用でき、企画事業のために欠かせないもの
- ・ その他 … 事業実施に必要な経費で市長が必要と認めるもの

↓ 支払いができないものはこちら ↓

- × 団体の運営のための事務費などの経常的な経費
- × 応募対象者、団体の事務所などを維持するための経費
- × 応募対象者、団体のメンバーに対する人件費、謝礼、食糧費（活動時に必要な水分補給に要する費用は除く。）、補助対象外の旅費
- × 領収書などから団体が支払ったことが確認できない経費
- × 企画した事業に直接使用した金額を確認することが難しい経費

## 7. 提出書類・応募方法

### (1) 募集期間

令和6年4月19日（金）～6月21日（金）午後5時15分必着

### (2) 提出書類

- ① 市民協働推進補助事業企画書（様式第1）
- ② 事業計画書（様式第2）
- ③ 収支予算書（様式第3）
- ※①、③はA4版1枚程度で提出してください。
- ④ 構成員名簿（様式第4）（団体での応募時必要）
- ⑤ 規約など（団体での応募時必要）
- ⑥ 参考資料（過去実施した事業のチラシなど）

※⑥については、提出は任意です。A4版1枚で提出してください。

①～⑤の様式は、  
市民協働推進課のHPから  
ダウンロードできるよ♪  
下のQRから入れます



### (3) 応募方法

郵送、または電子メールにて送付、もしくは持参により市民協働推進課まで提出してください。※土・日・祝日はお休みです。

TEL：0532-51-2483 / FAX：0532-56-5128

E-mail：shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp

## 8. 事前チェック（市民活動プラザ）について

- (1) 募集期間（令和6年4月19日（金）～6月21日（金））の間に企画内容について市民活動プラザ（豊橋市民センター）にて事前チェックを受けてください。
- (2) 事前に電話にて予約をお願いします。
- (3) 提出書類一式を持参して下さい。
- (4) 松葉公園駐車場を利用された場合は1時間分を上限に駐車場割引サービスを実施します。
- (5) 市外在住の方で来所にて事前相談を実施するのが難しい方については市民センターまでご相談ください。

市民活動プラザ(豊橋市民センター内)  
※カリオンビルは豊橋市民センターの愛称です。  
〒440-0897 豊橋市松葉町二丁目63  
開館時間：午前9時～午後9時  
休館日：月曜日・年末年始(12/29～1/3)  
TEL：0532-56-5160  
FAX：0532-56-5161  
E-mail：npo-info@tees.jp



## 9. 審査方法等

別紙「豊橋市市民協働推進補助金 審査について」をご覧ください。

## 10. 補助金を受ける方、グループにしてもらうこと

### (1) 事業報告会での報告

「事業報告会」で、実施した事業の報告をしていただきます。

### (2) 取材などへの協力

市のホームページや情報誌などへ活動を紹介する時に取材協力をお願いします。

### (3) トヨッキー基金のPR

活動を通じて、トヨッキー基金のPRにご協力ください。

## 11. 補助金の支払い方法

補助金の交付が決定した後、前払い(概算払い)で交付します。

前払いした額が、事業実施後に確定した補助対象経費を超えている場合は、差額を返還していただきます。

## 12. 特典

採択事業には以下の特典があります！

### 特典その1

❁ 会議スペースを提供します。

- ・市民センター（カリオンビル）の会議室を利用できます。

※空き状況は市民センター（51-5160）へ問い合わせで確認してください。

### 特典その2

❁ 企画したイベントや活動のPRをお手伝いします。

- ・市役所の連絡便を活用して、チラシなどを公共施設へ置いたり、新聞社などへ案内することができます。

### 特典その3

❁ 市役所の担当部署や地域コミュニティなど繋がりたい相手探しのお手伝いをします。

- ・市役所の専門部署からのアドバイスがほしい時など、活動に関係のある担当課を紹介します。
- ・地域で活動している自治会など市役所や市民センターのネットワークでつながっている団体などを紹介します。

### 特典その4

❁ 市民協働推進課職員と市民センタースタッフが事業の相談にのります。

- ・補助金手続きの書類の書き方から、企画事業を実施していく中での困りごとまでいつでも相談してください。

## 13. その他

❁ 点数が上位のものから順に予算の範囲で採択します。

- ・下位の事業については、選考基準点を満たしていても一部減額して採択または、不採択となる場合があります。

❁ 応募いただいた書類の個人情報については、豊橋市市民協働推進補助金に関する以外には使用しませんが、団体の名称及び連絡先（住所、電話番号、FAX、URL、メールアドレス）といった個人情報は、ホームページやパンフレット等で公開することがあります。

❁ 提出された応募書類（原本）は返却いたしません。